

(参考) その他の留意点について

平成29年9月12日付  
厚労省地域医療計画課  
通知文書 添付資料

○下図を参考として報告してください。

なお、看護人員配置別に設定されている入院基本料と病床機能報告上の医療機能との関係については、看護人員配置が手厚いほど医療密度の濃い医療を提供することが期待されて診療報酬が設定されておりますが、病床機能報告においては、看護人員配置が手厚い場合であっても、実際に提供されている医療機能を踏まえて報告するものです。

医療機能の名称	医療機能の内容
<p><b>高度急性期機能</b></p>	<p>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能</p> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急入院料</li> <li>・特定集中治療室管理料</li> <li>・ICU入院医療管理料</li> <li>・脳卒中ICU入院医療管理料</li> <li>・小児特定集中治療室管理料</li> <li>・新生児特定集中治療室管理料</li> <li>・総合周産期特定集中治療室管理料</li> <li>・新生児治療回復室入院医療管理料</li> </ul> <p>※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、特定の入院基本料を算定していることをもって、ただちに高度急性期機能であることを示すものではない。医療資源投入量など実際に提供されている医療内容の観点から高度急性期機能と判断されるものについて、適切に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病棟入院基本料（7対1）</li> <li>・特定機能病院入院基本料（7対1）</li> <li>・専門病院入院基本料（7対1）</li> </ul>
<p><b>急性期機能</b></p>	<p>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</p> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア病棟入院料</li> </ul> <p>※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、特定の入院基本料を算定していることをもって、ただちに急性期機能であることを示すものではない。医療資源投入量など実際に提供されている医療内容の観点から急性期機能と判断されるものについて、適切に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病棟入院基本料（7対1、10対1）</li> <li>・特定機能病院入院基本料（7対1、10対1）</li> <li>・専門病院入院基本料（7対1、10対1）</li> <li>〔 ・一般病棟入院基本料（13対1）</li> <li>・専門病院入院基本料（13対1） 〕</li> </ul>
<p><b>回復期機能</b></p>	<p>○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能</p> <p>○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）</p> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア病棟入院料</li> <li>・回復期リハビリテーション病棟入院料</li> </ul> <p>※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、医療資源投入量など実際に提供されている医療内容の観点から回復期機能と判断されるものについては、適切に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病棟入院基本料（10対1、13対1、15対1）</li> <li>・特定機能病院入院基本料（10対1）</li> <li>・専門病院入院基本料（10対1、13対1）</li> </ul>

<b>慢性期機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能</li> <li>○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能</li> <li>※ 算定する特定入院料の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊疾患入院医療管理料</li> <li>・特殊疾患病棟入院料</li> <li>〔・地域包括ケア病棟入院料〕</li> <li>・療養病棟入院基本料</li> </ul> </li> <li>※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、医療資源投入量など実際に提供されている医療内容の観点から慢性期機能と判断されるものについては、適切に報告すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病棟入院基本料（13対1、15対1）</li> <li>・専門病院入院基本料（13対1）</li> </ul> </li> </ul>
--------------	---

- 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、現状において、リハビリテーションを提供していなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できることとされています。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。
- 特定機能病院における病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、「（3）医療機能の選択にあたっての基本的な考え方について」の記載を参考とし、医療機能を適切に選択してください。